見　積　競　争　の　公　告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり物品の購入について見積競争を実施します。

１．見積競争に付する事項

（１）品　　名　　入退室管理システム
（リバースオークション対象案件）

（２）規格及び数量　　東京計器㈱製,Exenon コントローラ使用管理機器　１式

（３）納　入　期　限　　平成２６年３月３１日

（４）納　入　場　所　　国立大学法人筑波大学共同研究棟Ｃ棟内
104, 107, 301, 309 室　（詳細は仕様書のとおり）

２．仕様書等関係書類交付場所

（１）場　　所　　茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１
国立大学法人筑波大学数理物質エリア支援室会計担当

（２）連　絡　先　　担当：永田　電話番号　029-853-5614

（３）見積書提出日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式(インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」の「リバースオークション情報」を参照のこと。

なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。なお、競争結果については、メール等により行う。

３．見積の方法

（１）国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。

（２）入力された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約の交渉権者を決定する価格とするので、見積競争に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入力すること。

４．見積競争に参加する者に必要な資格

（１）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）規程第４７条の規定に該当しない者であること。

（３）平成２５年度の全省庁統一資格又は本学の競争参加資格において、関東・甲信越地域の「物品の販売」で有効な資格を有している者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去１年以内に本学との取引実績を有する者であること。

（４）契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

５．契約の方式

目標価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を、契約の交渉権者とする。価格交渉により契約金額を決定する。

以　上

平成２６年２月１７日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　　吉川　晃

リバースオークション入札の注意事項

リバースオークション方式による入札の詳細は、筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」に掲載していますので、必ず確認のうえ入札に参加ください。

１．リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

２．入札受付日時　　平成 26 年 2 月 24 日　15 時 00 分

３．入札締切日時　　平成 26 年 2 月 25 日　15 時 00 分

４．落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

５．いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。

６．落札決定の日から７日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

７．本学は、次のいずれかに該当することとなった場合は、契約を解除することができる。

⑴ 契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第６６条第４項の審決が確定した場合。ただし、請負者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りでない。

⑵ 契約の相手方（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が独占禁止法に違反したことにより、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定した場合

⑶ 公正取引委員会が、契約の相手方に対して独占禁止法７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

８．契約の相手方は、前項各号のいずれかに該当したときは、本学が契約を解除するか否かを問わず、本学の請求に基づき、契約金額の１０分の１（単価契約の場合は契約期間全体の支払い総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の１０分の１）に相当する額を違約金として本学の指定する期間内に支払わなければならない。

仕　　様　　書

１．供給物品名　　入退室管理システム

２．規格及び数量　　東京計器㈱製,Exenon コントローラ使用　管理機器　　１式

(内訳)

(1)Exenon コントローラ, EX-2000-FR-100-10	４台
(2)Exenon コントローラ子機, FRW-2000R-EX-100-10	４台
(3)LAN アダプタ, EX-200-LADP-10	４式
(4)電源ボックス, EX-PS2411-10	４台
(5)接続ボックス, EX-2000-JB-100-10	６台
(6)電気錠、JNAUR-1（美和ロック製）	４台
(7)通電金具、RCL-1FT（GOAL 製）	４台
(8)管理サーバー、PowrEdgeT110Ⅱ（DELL 製）	１台
(9)液晶ディスプレー、21 ｲﾝﾁﾜｲﾄﾞﾓﾆﾀｰ（DELL）	１台
(10)UPS、PowrEdge タワー型 UPS（DELL 製）	１台
(11)HUB、FXG-08IM3　（プラネックス製）	１台
(11) 管理ソフト、GateHost2	１式

３．納 入 期 限　　平成２６年３月３１日

４．納 入 場 所　　国立大学法人筑波大学加速器センター共同研究棟Ｃ棟内（詳細は以下のとおり）

(1)Exenon コントローラ：共同研究棟Ｃ棟内 104,107,301,309 室

(2)電源ボックス：共同研究棟Ｃ棟内 104,107,301,309 室

(3)LAN アダプタ：共同研究棟Ｃ棟内 104,107,301,309 室

(4)接続ボックス：共同研究棟Ｃ棟内

104（2 台）,107（1 台）,301（1 台）,309（2 台）室

(5)電気錠、通電金具：共同研究棟Ｃ　(1) 記載個所扉

(6)管理サーバー：共同研究棟Ｃ301 室

(7) 21 ｲﾝﾁﾜｲﾄﾞﾓﾆﾀｰ：共同研究棟Ｃ301 室

(8)ＵＰＳ（無停電電源装置）：共同研究棟Ｃ301 室

(9)管理ソフト：管理サーバーへインストール

(10)HUB：共同研究棟Ｃ301 室

５．支　　払　　検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

６．そ　の　他　　(1)装置の搬入・据付・二次側配線等の機器設置に係る工事費及び調整を含むものとする。

⑵筑波大学職員証・学生証のＩＣチップで解錠が行えるシステムとする。
⑶筑波大学職員証・学生証で解錠できるように制御用コンピュータ及び電気錠コントローラー、カードリーダーに必要な設定を行うものとする。
⑷新規職員採用者、入学者の追加登録を本学職員が設定できるようにシステム構築をするものとする。
⑸機器の説明、使用方法、点検方法などを記した取扱説明書（日本語）を 1 部提出すること。
また、製品の取り扱いについて、本学職員に対して説明を行うものとする。
⑹各機器の取付位置を示した図面を提出すること。
⑺アフターサービス、メンテナンスの体制が十分に整備されていること。
⑻設置工事は、納入予定日、工事予定期間を事前に本学教職員と打ち合わせ、そのスケジュールに従い実施すること。
⑼設置完了後は、装置の動作確認及び試験調整を行うものとする。
⑽納入検査確認後 1 年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。ただし、消耗部品等は除く。
⑾その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。
⑿この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。